

令和 8 年 3 月 1 2 日
(木曜日)

令和 8 年 第 2 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 2 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
(予算審査特別委員会)
- 3 発議第1号 高橋秀明議員に対する議員辞職勧告決議
- 4 発議第2号
- 5 発議第3号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 6 発議第4号 閉会中の継続調査について
(追加日程)
- 7 報告第1号 令和8年度幌延町各会計予算審査結果報告について
議案第22号 令和8年度幌延町一般会計予算
～
議案第28号 令和8年度幌延町下水道事業会計予算
(閉会宣告)

本日の会議の順序

- 開会宣告及び開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 〃 2 一般質問
休憩宣告
(令和8年度各会計予算審査特別委員会)
- 開議宣告
- 日程第3 発議第1号
- 〃 4 発議第2号
- 〃 5 発議第3号
- 〃 6 発議第4号
- 追加日程第7 報告第1号
(議案第22号～
議案第28号)
- 閉会宣告

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	村 上 貴 紀
住民生活課地域対策担当課長	山 下 智 昭
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
----------	---------

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
-----------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
---------	---------

(10時00分 開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番、齋賀弘孝君、1番、高橋秀明君を指名します。

日程第2「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番 佐藤忠志君

受付順番1番、通告議員名、佐藤忠志です。

奨学資金貸付条例の対応についてと幌延町医療職員養成修学資金貸付条例の対応について2点質問させていただきます。

まず、第1点目、幌延町奨学資金貸付条例の対応についてです。

経済的な理由により就学困難な者に対し、多くの学生がこの制度を利用し、様々な分野で活躍されていることは、この制度を制定した意義は大変大きいものと思います。

この条例は施行されてからの経過年数もあり、昨年、償還金の減免措置の条例を改正するなどの条例緩和に努め、一人でも多くの卒業生や社会人が町の各種業務に従事していただく対策を講じています。

そこで、貸付条例の目的について何点かお伺いします。

まず1点目、近年の都市部における生活費の上昇は著しく、現行の月額5万円では十分な学業継続の支えとして不足している懸念があります。近隣自治体の動向や学生の実態を踏まえ、上限額の引上げを検討すべきではないでしょうか。

2点目、現在、償還金の減免は2分の1ですが、町内での定住、就職をより強力に後押しするためには、一定期間の居住勤務を条件とした全額免除（無償化）への転換も、他の自治体の成功事例を参考に検討する価値があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、2番目として、幌延町医療職員養成修学資金貸付条例の対応について。

将来の職員として医療業務に従事しようとする者に対し、その修学資金を貸付けし、もって医療業務に従事する優秀な町職員を育成することを目的とした条例を制定していますが、現状では余り利用されていない状況です。利用されていない現状を踏まえて、今後どのような対策を考えているのかお伺いします。

まず1点です。

保健師などの医療職員は、なぜ1年以内なのか。今後、期間を延長する考えはないのかを伺います。以上です。よろしくお願いします。

教育長 伊藤一男君

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1 問目の幌延町奨学資金貸付条例の対応についての1点目、上限額の引き上げの検討についての御質問ですが、現在貸付可能な月額が5万円が上限額であり、この金額は近隣自治体と同程度、若しくは高い設定となっていることから、将来的に本人が償還していかなければならないことを考慮すると、妥当な金額と判断しております。

次に、2点目の全額免除についての御質問ですが、この奨学資金貸付制度は、貸付に必要な資金を限られた基金の中で運用しており、償還された貸付金は、後輩の奨学金として再び活用する仕組みとなっておりますので、一定の条件を付したとしても、全額を免除にしまうと、将来的に基金が枯渇し、必要な学生に支援ができなくなる恐れがあり、持続可能な基金運営の観点からも、全額を免除して無償化することは、この制度においてはできないものと考えておりますが、町長部局において、町内での定住や就業に資する、新たな制度を創設したと認識しております。

町 長 野々村 仁 君

先に教育長から答弁ありました町内での定住や就業に資する新たな制度について、私から補足説明させていただきます。

令和8年度町政執行方針の中でも触れておりますが、町内に就業する若年層を対象とした支援として、奨学金を返還中で町内事業所の正規雇用者に対し、当該年度に返還した奨学金を助成する奨学金返還支援事業、また、町内企業等への新卒就業者を対象とした支援として、町内に就職又は就農した正規雇用者に対し、新規就業時に加え、継続勤務年数に応じた奨励金を支給する新規学卒者等就職奨励事業を新たに令和8年度から実施することにより、本町の様々な職種における人材確保及び就業促進を図って参りたいと考えております。

次に、2点目の幌延町医療職員養成修学資金貸付条例の対応についての御質問ですが、医療職員はなぜ1年以内なのかについては、医療職員の確保が非常に難しく、特に不足している状況でありますので、できるだけ速やかに町職員になっていただくため、このような規定としております。

現時点では特に問い合わせ等はありませんが、今後、期間の延長に対する要望があった場合には検討していきたいと考えております。

本制度の利用状況については、議員おっしゃるとおり、あまり利用されていない状況でありますので、広報誌掲載及びホームページによる周知により、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

今、教育長、町長から、質問に対して丁寧に説明、答弁をいただきました。

なるほどなど。これまあ、この回答いただいた内容のとおりかなと、さっき見ておったんですが、ただ、いずれにしても私が今回奨学資金を質問させていただいたのは、昨今のやはりいろんな経済情勢、いろんな物、物価も上がって、この制定してからもう経過年数もたってるもんですから、いろんな物の学費だとか生活費、いろんなもろもろが上がってると。果たしてこの5万円もらえば年間60万の240万、国立大学でしたらやや授業料はこれで何とか間に合うのかなと。

ただ、地方にいる子は、このほかに受験するまでの受験費用、とにかくこういうものは全部道央圏に集まってるもんですから、私も経験あるんですが、自動車賃も掛かる、交通費ですか、それに泊まらなきゃならない、一つ二つ受けたら10万や20万で済まない、これにも相当な額が要する。それと、合格して入って、町のおかげでこれ、学費は何とかなっても生活費が月に10万で済めばいいんですが、アルバイトできる子もするでしょうがあまりアルバイトやられてもこれ学業がおろそかになる。

やはり親も相当な、やっぱり月10万単位か何かの仕送りが出てくる、そうすると10万送っても年間120万、4年間で480万、学費より掛かるわけですよ。

ですから、今回、こういう奨学資金、医療は次に質問いたしますが、これをさせていただいたわけです。

ちなみにこのちょっと古いですが、道新で平成30年ですか、大きく奨学金利用道内45%ということが大きな記事が出てます。やはりこれも道内の大学生、専門学生の利用率は45.7%、全国平均を9.5ポイント上回ったと。

これもやはり札幌圏にこういう学校が集中してるんで、やっぱりこの経済的な負担、一人暮らしをせざるを得ない、やはり地域格差があって、やっぱり専門家は地域の実情に合った奨学資金制度の見直しが必要でないかと指摘されてます。

そういうことから、条文であるように、経済的に困難な理由により修学できない者に対して必要な額の奨学金を貸付けして、もってというような人材を育成するということであってあります。

そこでやはり、私は5万円から幾らまで上げたらいいんだと。他の町村では7万だとか、あるところもあるみたいです。

ですから、私は中から選んで、例えば5万、10万、7万になるのか、ある程度そこから選択肢を取るのも一つではないのかなと、そういうふうに思ってます。

この条例の条文を読むと、貸付金の第5条で日本育英会奨学規程に基づく奨学金、国立地方団体が行う奨学援助費、その他の援助資金と併給を妨げないと書いてあります。ということは、この町で足りない人はこちらからも借りてもいいですよっていう、そういう理解なのか、これらを奨学金との併用を前提にしているのか、それとも町独自の奨学金で何とか卒業しなさいと、そういう町の基本姿勢なのか、町長にちょっと伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

町 長 野々村 仁 君

先ほど教育長もお話をさせていただきましたけども、奨学資金自体で地元に戻ってきて就業するという形で地元きちんと戻ってもらえる、そういうスタンスで根付いていただくという方々に対しては、それぞれ多分高額にしても、その部分としては免除だったり2分の1だったりという支援は行き届くのかと思いますけども、それぞれがやはり自費でちゃんと償還をしていかなきゃなんないという額としては、やっぱり相当大きな負担になっていくんだろうと、そのように考えていて、近隣を調べても、それぞれの奨学金というのはそういう形で今までも来てたということで、うちが特段低いというわけでもないということですけども、それぞれ戻って来ていただく方々についての奨学金の改正をしているそ

の条文が29年に改正をさせていただいたんですけども、お医者さんであれば10万円までとか、それから薬剤師は5万円とか、それから診療放射線技師は5万円とか、臨床検査技師は5万円とか、それから看護師、助産師、それから保健師の方々には10万円、それから准看で6万円とかという改正を以前させていただいているところでもあって、学資保険として教育委員会が所管している部分としては5万円。それは先ほど説明したとおり基金の中で運用していく中ですから、地元に戻ってきて、そういう形で就職に就いていただく方にして、いろんな対策を取れば、それぞれ返還力としては負担の掛からない状態でいけるかもしれませんが、先ほど言われた、他のそういう奨学金を重ねて借りていただきながら、これは町単独の学資保険、帰ってくることがなくてもあっても、町単独の学資保険ですから、合わせてお借りになりながら、そういう返済能力的に問題ないということであればそういう形を取っていただくという方法も一つかなということで考えておりますので、取りあえずは今のところ、これを大きく変える気持ちはないというふうに思ってます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございます。

いずれにしても、借りたものは当然返していかなきゃいけない。ただこれもう20年という償還期限を設けておりますんで、就職されてそれなりの職業に就けば月1万円だったとしても、そんなに大きな負担にならんで返していけるか、それはいろんな人、立場もあって、いろいろあるでしょうけど、そういうものも考えられます。

今町長おっしゃったように、上げればいいと思うんでもない、これだけで間に合うのかということで今町長も答弁いただきました。

去年のまちづくり常任委員会で、この一部の奨学金の貸付け条例を改正させていただいて、教育機関を卒業してから3年を5年に延長していただいたということで、これも前向きに、去年こういう改正をいただいて、少しは幌延町に戻ってくる、地元に戻ってきたいなど、そういうものも検討できる一つの材料になったのかなと思っております。

5年以内で貸付期間の2倍、10年を限度としていたら、貸付金の2分の1を免除するというので、2分の1は、これは旧の償還金の免除と、ここの分は変わらない、3年から5年にしていただいたと。この期間は例えば5年できて2年、倍ですから10年、この間も償還をし続けていって、その残りが2分の1になるのか、私の勉強不足でちょっとそこら辺がちょっと分からないもんですから、そこのところをちょっと。

例えば5年で卒業して、5年目に帰ってきて、2倍、10年いたら2分の1になると、この間は償還されていくことになるんですか。

ちょっとそこんこ教えていただきたいと思いますと思ひまして。

教育長 伊 藤 一 男 君

佐藤議員の御質問にお答えします。

償還金につきましては、貸付けが終わって卒業されて就職されると1年間、期間猶予ということで、返さなくてもいい期間が1年間ありまして、1年後からこの償還計画ということで立てさせていただいて、償還の金額、限度額が決まっていますので、その範囲の中で御本人が無理なく返せるような仕組みになっています。

10分の1を最低限度として毎月1万円なら1万円を返してってもらって、2分の1減免を念頭に、例えば地元に戻られてきて勤めてたら、ここのに住んでたら2分の1返せるっていう見込みがある方は、それ相応の返せる最低の下限のところで設定して行って、うまく計算をして、2分の1行った時点で減免に、2分の1減免時点までの見込みを立てながら償還していくというようなことで、以前の制度ですと一括返せばちょっと戻りがあったとかっていう制度も以前の制度だったらあったんですけど、今はそういう形で償還の金額を調整しながら返していけるというような仕組みになっております。以上です。

2 番 佐 藤 忠 志 君

今、教育長から答弁頂いて、なるほどなど。

ちょっと1回聞いただけでなかなか理解できないところもある。

いずれにしても借りた人たちが、例えば当事者がそういう説明を受けながら、そういう今教育長があったような中で上手に償還しながら対応していくんだろうと、それはそれとして大変ありがたいことだと思ってます。

いずれにしても、私のもう一つ言いたいのは、無償にできないかっていうのは、就職、せっかく学校で学んで、そういう人が町内に戻ってこられたと、10年限度として仕事として、2分の1、今教育長説明あったようなことで対応しますよということなんですが、いずれにしても町に戻ってくるってことは、やはり、この人口の少ない中で戻ってきて、大学で学んだもの、専門学校で学んだものを生かしてもらえる、そういう有能な人材が戻ってくるということに対して、やはり戻ってくるからには税金を納めるだろうし、地元で物を買ったり消費もしていくわけですから、ただでさえ人口が減っていく、高齢化が進んでいく中で、これは、私は大変ありがたい。そういう人に対して、将来の町としては投資と考えて、せめて町長、それぐらいのことは無償にできないのかなということで、この質問をさせていただいたんですが、町長どうですか。

副町長 岩 川 実 樹 君

ちょっと事務的な話になりますので、私の方からお答えさせていただきます。

佐藤議員のおっしゃる気持ち十分、分かりますし、それで、町の方では令和8年度から新たな制度として、今佐藤議員が考えておられるような、完全無償化にはなりませんけども、奨学金を借りてる学生等が卒業して町に戻ってくる、あるいは、町外から直接、町内の事業所に就職したという場合で、町の奨学資金やら学生支援機構だとか、いろんな奨学金を借りている子が奨学資金を返還してる場合について、その返還に対する支援をしようという制度を今設けようと考えています。

それで、概要としては月3万円を限度に一般の職ですと8年間、96か月にわたって年間36万円になりますけども、その8年間支援をしていこうというふうに考えています。

更に医療保健従事者については、1回、8年経過した時点で認定要件を更新して、更に4年まで延長できるような、12年間まで延長できるような形にしたいなというふうに考えております。

ただ、要件としては、やはり町内に居住する住所要件、それと認定時には35歳以下であるということ、それと奨学金を返還中であるということと、昨日も就職奨励金のところで

申し上げましたけども、事業所に正規雇用されているということを要件として今考えています。そして、なおかつ継続して就業しているということを要件に考えておりますので、それによって全額とはいけませんけども、奨学金の返還の大半は軽減できるんじゃないかなと。

期間が経過した後に残った奨学金については、もし、うちの教育委員会の方の奨学金を借りてる子であれば2分の1なり減免できると、残債の減免ができるというような仕組みになるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 番 佐 藤 忠 志 君

今、副町長から、今年の執行の中でいろいろ対応していただいているということで説明ありました。

大分やはり以前と比べたら、やはり借りた人もいろんな選択肢が増えてるなど。地元に戻ったらこういう制度がありますよと。

もう一つ副町長にお聞きしたいんですが、これらの、例えば今受けてる学生だとか、もう就職されてる人たちの普及というか説明とか、どういうふうにこれ利用させていただくような形で進めてきていくと考えてますか。

副町長 岩 川 実 樹 君

まず、今回の令和8年度の予算を通していただけたら、直ちに広報誌等や告知端末等で、ホームページもそうですけれども、まず周知していきたいですし、令和9年度の新卒者向けに求人広告等にもこういった制度がありますよってことを全面的に掲げてアピールしていきたいですし、この奨学金の返還については新卒者だけでなく、35歳以下であれば中途で採用された方を対象にしていますので、広くアピールして、できるだけ町内に若い人材を迎え入れたいなというふうに考えております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ありがとうございます。

いずれにしても、いろいろと対策を考えてくれて、先ほど言ったように、大分改善されてきているなと思います。

一人でも多く利用して、一人でも多く幌延に戻って、いろんなところで活躍していただきたいなと思います。

この奨学金についてはこれで終わらせていただき、次に町の医療職員の関係に入ります。ここで言ってるように、余りこの医療の奨学資金っていうのは利用されていない現状です。何が原因なのかなと。

ここにいろいろと答弁頂いておる、そのとおりだなと思います。

それと、さっき言ったようになぜ1年なのかと。

それと、医者は10万、先ほど説明あったように薬剤師だとか、看護師が6年。この差っていうのは、どうしてこの10年だとか何年だとかっていうのを分けてあるのか、その制度の。

同じ一定の期間じゃないんですか。これをどうしてこの年度分けてあるのか、ちょっと教えていただきたいなと思ひまして。

議長 西澤裕之君
暫時休憩します。

(10時29分 休憩)

(10時31分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

副町長 岩川実樹君

ちょっとこれについては明確なちょっと答えを持ち合わせてないんですけども、多分1年以内っていうのは先ほども町長答弁あったとおり、卒業後、速やかに地元の医療機関に就職してほしいなということで、多分1年以内というものを設けてると思うんですよね。

ただ、この薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師が就職猶予期間が3年以内っていうふうになっているのはどうしてなのかなというふうに、ちょっと内部でも調べてみたんですけども、ちょっと明確な答えがなくて、これ推測になってしまうんですけども、国家資格を得るまでの期間というものを考慮しているのかなというふうに考えてます。

卒業してストレートに国家資格を取得できればいいんですけども、浪人する場合もあるんじゃないかなと思って、そういうことで、こういった猶予期間というのは設けられたのかなというふうに考えております。

2 番 佐藤忠志君

大変失礼しました。

資料のあれが乱雑だったものですから。

そうしますと特にこの看護師が1年以内となってくると、町長、副町長も御存じのように医療法人関係、ほとんど病院に試験を受けて合格したら3年なり何年いたらほとんど授業料免除と、そういう制度が採られております。

そうなると、ここで1年以内といっても、幌延に戻ってくるって人は、まずない。現状を見てもそうです。

ほとんどここで、3年、お礼奉公じゃないですが3年勤めて、そうしますとそこである程度技術も身につく、当然技術を身につけばそこから更に違う病院行ってまたステップアップしようとする人もいるだろうし、そこから地元に戻ってくる子もおられるでしょうけど、まずいないのが私は現状でないかなと。

ですから、ここをもう少し広げて、5年なりにして、ある程度技術を身につけて、スキルを身につけて、そして地元に戻って、親元に戻って看護師でもやろうかな、放射線技師でも臨床技師でもいいし薬剤師でもよろしいですし、こういうものを、あるから、さっき言ったようにこれをもう少し延ばせないのかなということで質問したわけです。

現状では、ほとんどの、うちもそうですが、そういうのも利用して来るのかなと思ったから、やはり向こうで技術を身につけて、内科だ外科だ、いろんなところ回ってやはりレベルアップしていくと。そうなると、なかなかやはり地元に戻ってきて、親としては来ればありがたいんですが、二人とも皆そうなんですが、医療関係全て戻ってこないってのが現状でね、どうしてもそこでポジションができてしまうと、そうなるとやはり、それを超えるような対策を取っていかないと。ですから、卒業生とほかに社会人にも、どういう枠を

設けていいのか、昨日の総務の中でもそういういろんな条例を予算を設けてきておりますけど、その辺を副町長、町長でもいいですから、どのように考えてるのか聞かせていただきたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

本当に3年というところがよく分からないんですけども、先ほど言った基本はやっぱり資格を取って、融資を受けているっていうか、その修学資金を借りるっていうこと自体でいけば、やっぱり、他町でスキルを上げるっていうのが、したら何年以内っていうところなのか、それ以降ならどこでも受けるのかっていうその縛りもなかなか難しいところがあったり、そこは、ここで借りてればいいけども、該当しない他町村の子がそういう奨学資金を借りながら、そういうスキルを上げていた人たちも、したら該当になるのかとか、いろんなことがあって、ここの学資でやってもらって地元に戻ってきてもらったら免除しますよとか、こういう形は簡単に想定できるんですけども、その幅が広いと、なかなか大きな捉え方が難しくなっていくのかなということもあって、先ほど新しい、そういうことで地元で就業したら、これも同じこういう形で、そういう形で、どこの融資を受けたとか何とかではなくて、奨励金として、そういうふうにして、何年か定住していただいたら、その分だけ奨励金を出しますよみたいなことで補填できないかっていうのもこっちの補足になるということであって、取りあえず、この間はこの1年、3年というのは、近いうちに、それぞれもう少し一生懸命調べたんですけども、このできあがった時点のときにこういう条例でこういう形あって、使用されないからおさら議論もしないから変わらなかったんですけども、3年っておかしいよねって、今の現状の中で、我々内部でも今一生懸命議論してる場所ですので、しばらく、もうちょっと見ていただきながら、どのように調整するかっていうことは先ほども言ったとおり、これを不都合があるということであれば統一、数年、何年っていう形をするのか、全て1年にするのか、そういうことも検討に入れさせてもらいながら、ちょっと考えていきたいと思ってます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

町長が今、副町長についても、いろいろと不都合なところは、いずれにしても、施行してから年数もたってるもんですから、そこら辺も改善していただければ、少しでもありがたいな、良くなるかなと思っております。

これについて最後になりますけど、おかしい質問になりますけど、この条文の中に保証人2名とうたってます。

これはお金を借りたら当然2名なのか1名なのか保証人ってのは付くわけですけど、ただここに経済的な理由だとか母子家庭だとか身内がいらない人だとか、そういう人たちはどうしても二人これ保証人を付けなきゃならんのか。

一人しかいない。じゃあ駄目ですよ。せっかく学習意欲を持って住みたい、専門学校も行きたい、保証人を2名付けなかったら絶対駄目なのか、一人でもいいのか。当たり前と言えば当たり前なんでしょうけど、そこんところは副町長か町長、どういうふうになるのか。修学で借りられないのかお願いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

一応、今決まっておりますので条例で、ここをこのように変えますという簡単な話ではないかと思ってます。

その辺は、今後の保証人、これのいろんな問題が起きたときに誰が責任取るんだの話になると、同じことが起きるんであります。

一応、きちんと一人は駄目でも二人っていう、そういう重ねて2名の形を取らせて、規定している以上は、今のところこういう形だということで考えていくしかない。

あと内部で、今後どのように、そういうことの保障がしてもらえる人があるのかということを考えながら、ちょっともう少しその辺も、それぞれ今まで言ってきたことも、今後、多分、それぞれ新しい、こういう奨励金のお話を議員の皆様方に1回説明することになるかと思えますから、それまでにここが解決するかどうか分かりませんが、一生懸命ちょっと考えたいと思います。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ありがとうございます。

まず、いずれにしても、くどいですが、やはりどうしてもやっぱり学校進みたい、何とか一つお願いしたいといったときにこういう問題も出てくると思います。

今、町長も内部で検討、教育委員会の方で検討していただけるということで、そういうのも含めて、少しでもやはり地元に戻っていただけるような環境づくりを今年度予算の中でも随分盛り込んでおられます。大分前進してるなと思いますので、一つよろしく願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、2番、佐藤正君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

(10時40分 休 憩)

(10時55分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

通告に沿って質問します。

町政運営について。

野々村町長の3期目最後の予算編成となりました。

畑おこし、種をまいたものはどうなったのか、道筋はどうしていくのか、これまでの経過からお伺いしたいと思います。

①幌延町まち・ひと・しごと創生会議では、令和5年11月27日から令和6年11月6日まで、計4回の会議を通じ、整備内容、整備場所について町から示された案を慎重に審議し、令和6年11月8日、創生会議委員長から幌延町交流拠点基本構想に関する答申がありました。

禍根を残さないように取り進めたいと考えると執行方針にありますますが、そのためには丁

寧に創生会議で現状説明されて、御理解をいただくのが良いのではないかと思います、どのように考えますか。

②まちづくりにおけるSNSの活用は、地域の一体感熟成、情報発信、町民参加を促す必要必須ツールであると思います。

昨年度のこども議会においてもホームページよりSNSの方が多くの人に知ってもらえると話をしておりました。

平成29年12月定例会でも私は観光行政サービスにSNSの活用を提言しましたが、新年度から町公式のLINEで情報発信を取り入れてはどうでしょうか。

公式LINEにはメニューを設け、そのメニューから町のホームページ、ごみ情報、広報、幌延町独自の情報へと誘導すれば交流も深まると考えます。

また、昨年のような大雨災害時でも防災情報の提供や収集ができるのではないのでしょうか。

③音威子府村が対話型AI「ねっぷちゃん」を開発しました。

行政情報だけでなく地域の歴史やおすすめの商店、冬の厳しい寒さを乗り切る知恵まで、村の情報を学習し、スマホやパソコンから24時間いつでも気軽に村の相談ができる環境を提供しました。

人口減少と職員負担の増大で町職員の問い合わせ対応は限界に近いと思います。しかし、一方で住民サービスはいつでも、どこでもが標準になった。ぜひ、最北端の最先端の街、幌延町も取り入れてはどうか、お伺いします。

宗谷地方南部地震への対応について。

今年に入って宗谷地方南部で地震活動が活発となっていますが、町の対応をお尋ねいたします。

①この地震による被害は、どのような状況か把握されているのか伺います。

②被害に遭われた方々、施設、建物に対して支援制度は取らないのか伺います。

③浜頓別町などでは情報通信網で町民に対して、地震に対して気遣いが見られるが、なぜ幌延の告知端末からは無いのか伺います。

④防災科学技術研究所のデータでは、上間寒地区では局地的に震度6弱を2回観測していたが、この研究所の存在は町として把握しているのか伺います。

酪農、畜産業関連事業の推進について。

令和8年1月1日、幌延町農業協同組合発行の「JAのうきょうだより」の年頭あいさつの中で、野々村町長は「酪農畜産業関連事業を推進するためには、組合員の皆様をはじめ、幌延町農業協同組合や関係機関との連携強化が必要不可欠である」とあいさつしています。

今年新しく始める事業は予定されているのか。また、関係機関とは今の町の農業状況を見て将来目指すべき姿を構築すべく、どう連携していくのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員の1問目の町政運営に関する質問の1点目、多世代交流施設に関する御質問ですが、令和8年2月17日に開催された町議会まちづくり常任委員会において、同時期

に整備を予定していた小中一貫校と多世代交流施設整備後における町の財政シミュレーション結果などを説明し、その結果に基づく町の考え方を表明しました。

財政シミュレーションは、現在の予算規模で今後も町政運営を継続した場合、長期的に単年度収支の不均衡が生じ、行財政改革にも取り組んでいかなければならない非常に厳しい結果となりました。

そのため、少しでも財政的リスクを緩和し、将来への禍根を残さぬよう、まずは児童生徒の教育環境を整えるため、幌延中学校区小中一貫校整備事業を優先して進めることとし、多世代交流施設については、財源の見通しを立て、財政状況を見定めた上で実施の可否を判断することとしました。

禍根を残さないよう創生会議で丁寧に説明を行い、御理解をいただくのが良いのではないかとのことですが、何かと忙しい中、夜間、時間を割いて構想の策定にお力添えいただいた当時の創生会議委員やオブザーバーの皆様には、常任委員会へ町の考え方を表明した後、本施設整備事業の一時中止を文書でお知らせしております。

当時の創生会議委員は、構想に対する審議・答申を行うため委嘱した方々であり、構想を策定した年度で委嘱期間が終了していることから、再度、委員を委嘱し、会議を開催することにはなりません。

これまで本施設の整備については、創生会議委員を始めとした多くの町民から貴重な御意見をいただいているほか、こども議会では本施設の整備に対する要望や希望、期待などを含めた御質問をいただいた経緯もあり、丁寧な説明が必要であると私も考えています。

そのため、町民には広報4月号にその旨を掲載し、お知らせするとともに、町ホームページで周知するほか、町民皆様に直接説明し、理解いただく場として、毎年5月に開催している町内会長会議を考えているところです。

2点目のSNSを活用した情報発信の御提案についてですが、これまで議会やこども議会において、観光面や行政サービスの一環としてSNSの積極的な御提言いただきましたが、マンパワー不足等のため運用できていない状況が続いております。

しかしながら、今年度から地域におけるボランティア共助の仕組みを施策化する中で、住民や職員の負担を極力軽減し、より効率的な運用とするため、SNSのメディアの一つであるLINEアプリを活用することとなり、今回、先行する形でLINE公式アカウントを取得しました。

現在、このLINEアプリを使ったボランティアのマッチングについては、試験的な利用のため、広く町民にお知らせしておりませんが、住民や観光客向けの情報発信手段として本格的な運用を開始する場合は、広く皆様にお知らせする予定でございますので、御承知おきくだされば幸いです。

なお、LINEのメニュー設定については、仕組みなども含めて研究してまいります。

また、昨年6月に閣議決定された地方創生2.0において、関係人口の量的拡大や資質向上を目指し、ふるさと住民登録制度を創設することとなり、今後10年間で1,000万人の関係人口実人数とすることが当面の目標とされて、今後、ますます地域や行政の情報を迅速かつ広範に発信していくことが求められる時代となりました。

今年度、ふるさと同窓会として、地域の担い手づくりを地域ゆかりの人に担っていただくことを目標に、関係人口創出の取り組みをスタートさせ、次年度においても同様の取り組みを進めることから、こうした国の動きとも歩調を合わせ、ますます必要とされる双方向の情報発信収集ツールとして、本町でもSNS公式アカウントの取得及び運用を目指すため、現在、必要な手続きを整理して作業を進めているところです。

加えて、SNSを活用した大雨災害時の防災情報の提供や収集につきましては、SNSの迅速な情報収集手段としてのメリットを感じつつも、プライバシー情報の取扱いや寄せられた情報への対応面での課題も多いことから、情報収集に適したメディアの検討や情報収集方法について、引き続き検討を深めながら進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、限られた職員体制の運用となり、一般的な町からのお知らせや災害等緊急情報の提供は情報の集約などに課題もありますが、職員の負担を最小限となるよう配慮の上、適切な手法を検討しながら進めることとし、頻回な更新とまではいかないかもしれませんが、SNS初心者自治体として温かく見守り、フォローなど応援くだされば幸いです。

3点目の対話型AIを使った問い合わせ対応についてですが、御指摘のとおり職員の負担は年々増え続けている状況を考えますと、AI技術の活用は非常に有効な手段であると思います。

質問にもありました音威子府村だけではなく、近隣自治体においてもAI導入の動きがあり、また、広域的に取り組むことができないかとの話も出ているところもありますので、情報収集を行いながら、令和8年度以降、検討を進めたいと考えております。

次に、2問目の宗谷地方南部地震の対応に関する御質問の1点目、地震による被害状況の把握についてですが、地震発生当初、気象庁の発表では、幌延町は震度3との発表でしたので、特段に動きはしませんでした。その2日後に防災科学技術研究所のデータから震度6弱が観測されたとの情報があつたことから、その後、職員等の聞き取りにより情報収集を行い、現状の把握に努めたところです。

2点目の被害に遭われた方々、施設、建物に対して支援制度は取らないのかについてですが、今回の地震に関しましては、住宅、牛舎などにおいて、少なからず被害があつたということではありますが、幸いにして人命に関する被害や建物、倒壊するといった甚大な被害に至らなかったことから、現在のところ支援する考えはありません。融雪後、改めて対象地区を巡回し、被害状況の再確認を行いたいと考えております。

また、住宅の修繕や耐震化改修に関しましては、現行の補助制度がありますので、利用いただければと思います。

3点目の地震情報を告知端末から周知しないのかについてですが、確かに他町村では地震情報を電子メール等の媒体を使用して住民へ周知しているところもあることは承知をしております。

本町でも、震度4以上の地震が発生した場合、消防庁から瞬時に発信されるJアラートと同時に連動して告知端末で流すことはできますが、その場合、国民保護情報等と同様、時間を問わず、最大音量のサイレンにより周知されてしまうことから、連動はさせていな

いというのが現状です。

町民の皆様におかれましては、気象庁のホームページや防災関係アプリなどを利用していただく方が、正確かつ速やかに情報収集が可能であると思われませんが、そのような環境になっていない方の対策について今後検討していきたいと考えています。

4点目の防災科学技術研究所の存在は、町として把握しているのかについてですが、この研究所が所管する観測点が上間寒地区に設置されていることは承知しています。

今回の地震のように気象庁発表の震度と研究所発表の震度に、これほどまで差が生じることは稀であるとの認識でありましたので、今回の事案を踏まえて、今後は広く情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、3問目の酪農、畜産業関連事業の推進に関する御質問の今年度の新規事業については、令和8年度の酪農畜産関連予算につきましては継続事業が主なるものの、かねてより進めております上幌延・開進地区及び間寒別地区における農業用水道施設の改修について、重点的な予算配分の下、着実に事業を進めるほか、老朽化により取水量の低下等が見受けられる下沼地区の取水施設において新規井戸の整備を着手することにより、農業関連インフラの長寿命化を図るとともに、昨年就農した農業者に対する運転資金等への支援につきましても、町の補助制度や道の補助事業に基づき、それぞれの新規事業として予算措置の下、進めることにより、就農直後における経営安定化の下支えを図ってまいります。

2点目の関係機関との連携に関する御質問ですが、これまでも幌延町営農指導対策協議会、幌延町農業金融制度総合推進部会、幌延町酪農担い手育成センターなどの関係機関と情報交換及び共有等により、本町酪農における現状や課題の把握、また、これらに対する協議検討に努めてまいりました。

しかしながら、物価高騰や配合飼料価格の高止まりに加え、農家戸数の減少や担い手不足など、本町酪農の持続的発展及び競争力強化を図る上において厳しい状況は依然続いておりますので、状況把握や対応策等を協議検討する機会の創出について、各関係機関へ働きかけていく必要があると考えております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

どうもありがとうございます。

何点かちょっと、更にお伺いしたいことがありますので、再質問させていただきます。

最初に、創生会議で答申があった拠点の基本構想についてなんですけども、これは昨日の行政報告の中でもあって、十分分かったつもりではあるんですけどもね、結果的に学校を建てる、それから、交流施設を建てる、この二つを今一遍にやろうと思ったところだったんですけども、財政状況が厳しい、いろいろな面から、今、交流施設の方を中断しようということになってるんですけども、幌延町の創生会議から、委員長から答申をいただいたときに四つの項目があって、3番目にこう書いてあります。本施設のほか小中一貫校の建設が同時期に予定されていることから事業費の削減に努めるほか、国から財政措置のある有利な地方債の利用に加え、各種補助制度を活用し、自主財源の削減に努められたいってということが3番目の項目として載せられているんですけども、この答申について、特にこの3番目についてはどのようにこの当時検討されたんですか。

町 長 野々村 仁 君

その当時どのようなことよりも、既存的にこの施設を概算でどの程度の事業費になるかという見込みを各2施設自体がそれぞれ構想を練って予想を立てたということだと私はそう感じてます。

そこで、あんまりそれぞれが予算額の中でこの規模ぐら이었다ら何とかできるかというぐらいのぎりぎりのところだったのかなという気はしてございますけども、その時点ではそういうことだったと。

ただ、やはり資材高騰のこの1年半、2年という急激な変化の中には、同じことをやっていたらこのぐらいの規模になるって言ってつかんだのが、本当に判断をしたあの時期まで余りその全体像が見えてこなかったということでもあります。

そして、二構想とも最高どのくらい掛かるということを持ち合わせて合わせてみると、総額の額がやっぱり大変なことであるということと、議員の皆さん方も、やっぱりシミュレーションをちゃんとすべきだという御指摘をいただきながら緻密にシミュレーションをしていって、今の現状サービスをそのまま維持をしようと思うと、この二つの大きな施設をやること自体ではと先ほども説明したとおり、この状況下の中では、やめるとは言いませんから、時期をきちんと判断できる時が来たらきちんと続けられる。そのためには、一度踏みとどまって、この状況が今後も昨年と同じように急上昇するのかもしれないのかによっても変わってくるんだろうと、そのように私どもは認識してございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

それが財源の見通しを立てて財政状況を見定めた上で実施の、先ほどの答弁にあった可否を判断するということなのかなと思ってます。

それでね、それまでに創生会議の皆さんには郵送でお話をしたと。そのほかのね、町民の皆さんには、どのように、広報である、また、5月の町内会長会議でお話しするというお話が今答弁でありました。

でも、そのほかに、これにはたくさんの職員の皆さんも、いろんな面でこの交流施設のことについていろいろお仕事なさって、いろんな知恵を出し合って計画を練ってきたことと思いますよ。

これ幌延町職員の皆さんにはどのようにお話をしてお話を御理解をもらうんですか。

町 長 野々村 仁 君

職員は1番身近ですから、うちの職員担当でお話はできるかと思ってますし、理解もしていただけたと思ってます。

ただ、それぞれ、この事業をやること自体で、それぞれ、たくさんの人たちに御意見をいただこうということで、いろんな集会を催してきたということの中で、なかなか大きなパイとして人数が集まらないということで、担当の方で一生懸命足しげく、それぞれ、創生会議の頭をやっておられるその人たちのグループだったり会社だったりということをメインにいろんな話をしたアンケート的に聞き取りをしながら要望を聞き取ってきた、そういう緻密な努力があるということも、それぞれ、広報とそれぞれいろんな形で、町内会長とか地域懇談会で話をしただけじゃなくて、いろいろ集めてるというところもあります。

から、それらも、この今休止をしている間に、それぞれその状況等詳しくお話をしながら、それぞれ対面で会ってますから、そういう人方には、そういうことで御説明をできることとは思ってます。

ただ、一人一人の集会を多分呼んだとしても、なかなか、今までもそうですけども、集まってもらえることは少ないかなと思いますので、こちらから情報発信をしながら、あとは、常に広報紙が出てるんで、広報誌に事細かく、そういう話を少し分かりやすく、余り長く書いても駄目ですけども、分かりやすい面で周知をしていけばそのように思います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

この可否を、先ほど答弁の可否をするということでした。可否をもって判断したいと。これにどのくらいの時間を要すると思いますか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、学校施設の、今度、新年度に入ってから積算が始まってくると思います。

そこでは正確にもう契約する前の価格が出てくるということもございますので、それらを含めて、それぞれ、その物価高騰の部分の耐えうる増額、または減額ならなおさらうれしい話ですけども、そういう状況が見えてきたことと、それから、それぞれ、この財政状況の中で、どのような、今後、状況で住民サービスをそれほど低下させないで回していけるかということの検討も、そういう中に入れていかなければならないなと思ってます。

ただ、今年度に対しては災害復旧の部分が事業費として多く出てますけども、この事業費よりも、やはり少し絞った形で、どうやって住民サービスがそれほど皆さんから批判をされるようなサービスに落とさないまでも、どういう縮減ができるかというのはやっぱり検討の余地があるかと思ってます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

可否を判断するときの財政状況でまた判断するんだろうというふうに受け止めたんですけどね、そのときになって、やっぱり今作っている構想のとおりにはいかないよと。もう、このお風呂の方が、公衆浴場の方が大変古いというか使用しにくいので、お風呂だけを優先してやるかもしれないというふうなことも、そのときになったら考えられるんですか。

町 長 野々村 仁 君

私も建設のプロではないですけども、なかなか増設をするとか、そういう形でつないでいくってこと自体では、なかなかコスト高になるのかなという気はしてございます。

どのようにしてやるか、そのときの判断でもよりますけども、そういうことで前進できるような方策を少しずつ見つける、先ほども中にありましたとおり、創生会議でもいろんな形でいろんな形の支援をしていただける、そういうことの算段をちゃんと取りなさいという御指摘等がありますので、それらも含めて考えていかなければならないでしょうし、そこは、今の小中一貫校についても同じだと考えてます。

そういうのを一生懸命組合せながら、どういう形でいけるかということ自体を今後考えていかなければならないと思います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

多世代交流施設については中学生も期待をしていた、町民皆さんが期待しているところだと思うし、問寒別地区の人も事前調査のときに、幌延にそういう公衆浴場あるの知らなかったから、ぜひできたら利用したいという声もありましたんで、いい方法に、今こういう段階ですけども、更にそれを町民の皆さんに、特にお風呂を使っておられる高齢者の方とか、そういう環境の方々にも丁寧にお話をしていって現状を知っていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いしますと思います。

続いて、2点目のSNSを活用した情報発信の提案についてであります。

先ほど、音威子府でAI「ねっぷちゃん」を開発しましたと言ったんですけど、ちょっとごめんなさい、これ訂正させていただきたいんですけど、AI「ねっぷちゃん」を実証実験を開始したということで、これから、これが更に手を加えられ、いろいろ専門家のお話を聞いて、より良い「ねっぷちゃん」になっていくのかなというふうに思っています。

なぜこのSNSの話をするかという、昨年は大雨の被害がありました。今年は、地震の被害がありました。そういうときに、先にやっているといいますか、このSNS、LINE等を利用してやっている浜頓別町とか中頓別町など豊富でも見てみますと、その情報発信で町民の皆さんに地震がありましたよと、気をつけてくださいよとか、そういう気遣いをしているんですね。

だけど、幌延町の場合はホームページがある。だけどホームページの災害コーナーというのがあるんですけど、そこにも何も載ってこないという。そして町民の皆さん気を付けてくださいということができない。

多分、これはきっとホームページをみんな立ち上げないと見れない、なかなか難しいものだと思うので、こういう気軽に皆さんが常に持って歩くスマートフォン等のできるからだというふうに思っています。

それで、先ほどの答弁の中でLINEの公式アカウントを取得しましたという話がありました。それと、また、ふるさと同窓会の方の話の中で、本町でもSNSの公式アカウントの取得及び運用を目指すために必要な手続を今整理して作業して進めているところですよというお話があったんですね。

これ、別物を今進めているんですか。LINEと今手続をして作業を進めているというものは別物二つを今やってるということでよろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

IDを取ってるのはその1本だけございまして、それぞれ、そういうこと自体では、本当はボランティアのマッチングを最初にやろうということでIDを取ろうということで話が始まったんですけども、それはLINEでそういう形で双方向で身近にできるような形ということ自体でIDを取るということであったんで、今それをベースにどのようなメニューがそこ上に組みかけられるかということと、どのような使い方ができるかということ、まずはスタートLINEとしていろんな方策を考えさせていただきたいということの方向で言ったもんですから二本に聞こえたのかも分かりません。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

中学生も幌延町のホームページを見るよりも、今、SNSを利用して、いろんな情報、ホームページよりもそういうツールを使った方がたくさんの人の目に付くよということを報告してました。

以前、平成29年度の12月の定例会で、私は町長に質問しました。今後の観光、行財政サービスにSNS、Facebook等の活用を取り入れてはいかないとらないと思いますが、どうですかというふうにお聞きしました。

そのとき町長は幌延町自体からは行政全般にわたって情報発信することはないと答弁されました。なぜなら当時から町長はガラケー一本やりで来てると話してました。

あれから8年、ガラケーもこの3月31日で使えなくなり、世の中も変わるようです。

ですから、急いでこのアプリ、昨日の地域おこし協力隊のお話にもあったんですけども、町長と議員我々が都心に行っても、みんな電車に乗っても、みんなつり革につかまってもスマートフォンで情報を仕入れている。また、幌延町の地域おこし協力隊来たい人が幌延町と調べても余り載っていないし、メールを送っても返事がなかなか来なかったら、その間に違う所に地域おこし協力隊が行ってしまうと。

やはり音威子府がやっているような対話型のも取り入れて、是非、職員が電話対応に出ても、今、担当の人がいないから後でというふうになったら、電話をした人がもうそのとき既に電話しなくて、違う町の自治体の地域おこし協力隊になってしまうというようなこともあるので、ぜひ音威子府が取り入れている方式でやってほしいと思っています。

なぜなら、音威子府さんは開発プロセスを全国に公開して、音威子府の試行錯誤を公開することで同様の課題を抱える全国の自治体が低コストでAIによる住民支援を導入したらいいかと、共に一緒に頑張りましょうと言っているのです、LINEもそうですが、こういう「ねっぷちゃん」のようなチャットアプリも同様に一緒に考えていってほしいと思いますが、いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

就任当初、そういうお話をした記憶がございます。

まさしく今はネット社会、スマホ社会で動いているということで、まだ公式的に今LINEでIDを取得するというのはまるっきり公式でやってるんですけども、YouTubeを使って、トナカイ観光牧場では協力隊の皆さんが一生懸命発信をしていただきながら、相互通行で観光アピールをしていただき、協力隊もそういう場面で見られた方々は協力的に入ってきてくれるという、やっぱりそういう媒体がものすごく強烈なものなんだということだけは実感をしてございます。

本当に音威子府さんが2月から始めた「ねっぷちゃん」自体も対話型でもありますし、やっぱり17歳の副町長がきちんとAIの仕事をして答弁もしてくれるというか対話もしてくれるという、そういうやっぱりすぐれたいろんな形の観光も、それから、24時間そういう形で記録が残れるということ自体もものすごく魅力のある話だと思ってます。

どのぐらいの、本当に音威子府さんが考えている低価格でという形がどういう形で取れるのかということも、これも多分ブローカーによるんでしょうけども、それぞれそういう

会社によって価格が相当変わるのかなということ自体でもあると思ってます。

初期設定自体をちょっと見ても50万円から3,000万、4,000万という初期設定が掛かるというところまであるということを見れば、それぞれ、もう少し、私はそんなデジタル化に乗ってないですけど、担当の方はデジタル、ちゃんとしっかりできる人たちばかりですから、そういう人たちに今、まずはIDを取った中で、それぞれ、いろんな形の媒体でXやFacebookだったりInstagram、YouTubeも含めて今後活躍して広げられるのかどうか、それにどういう形で町として出すときにはガイドLINEを作らなければならないのかという、その抑制の部分も含めて今後検討していかなければならないので、今回のIDを取ったことによって、それらも含めて研究をしていながら、少しでも早くそういう状態になれること、音威子府チャンネルのような形で、どういう形でやれるかということと、今、宗谷町村会の中の何町かもAIの導入を進めるということで、勉強会をしないかということで誘いもいただいておりますので、それぞれの職員も含めてその勉強会をしながら、AIの知識をもう少し習得していきたいと、このように思ってます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

あれもこれもじゃなくて、やっぱり地域おこし協力隊が、先ほど町長言われたときにYouTubeとかFacebookでやっている、今先ほど町長がLINEの公式アカウントを取得したっていうんだから、LINEをとにかく早く立ち上げてやっていただきたいと、こういうふうに思っているところです。

そのLINEのやり方については、そのLINEの教科書も出てるんで、それを見てやったら、職員の皆さんもきっとそのLINEを使っていろいろ連絡取り合ったりとかいろいろやってることだと思いますので、何十万も掛かる話ではないと思いますので、それはそれで進めていただきたいと思います。

あと、それから、続きの宗谷南部地震への対応についてお伺いします。

被害状況についての把握ですけど、幌延町が震度3と発表したその2日後に上間寒地区で大きな地震であったということを知ったということです。先ほどの町長の答弁からね。

それで、その後、職員に聞き取りを行ったと、情報収集を行ったということなんですが、どのような被害情報だということを知っているのかお伺いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれいろんな症状がある中で、5軒ほどの状況は記載をさせていただきます。

それぞれ、1回テレビでも取上げられて、内部の状況が放映されたということもありましたけども、それぞれ、載っかっているものと同じような形で調査というか聞き取りだけはさせていただいていたということです。

ただ、今現時点でこの雪のある時点、以前も4から5ぐらいあった間寒別地区に至っても、やっぱり、ああいう構築物の周りの陥没やら何やらが起きてたということもありますので、それと一緒に融雪時期ぐらいにもう一度、再度、1軒1軒調査をしながら、そういう対策で応急処置的な対応ができることがあるのかないのかも含めてあります。

中でも大倉さんのところからは道路の亀裂ということもあって、これも融雪時期にどのような影響が起きるか分かりませんので、その部分も含めて、もうちょっと、この時期、

周りが見えるぐらいになったときに調査をさせていただければなど、そのように思ってます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今ね、どのように把握されたかということについて、5軒ほどということを言われました。その5軒ほどがまずかったんですよ。

やっぱりね、上間寒地区は8軒あって、あとセンターもあるんですよ。

上間寒地区が主な報道されてる震度6ぐらいがあったようです。

隣の家は来たけどうちは来てませんとか、どうしてうちに聞きに来てくれないのかなとか、やっぱりみんな平等にというか聞いてあげるべきですよ。それでないと的確っちゅうか正確な情報はつかめないと思うんですよ。

実際、上間寒地区ではもう、例えばお風呂が壊れてしまって、もう自宅の風呂を使えないから、隣の町の中川の温泉、お風呂に利用に行っている方もいます。

また、住宅の壁が壊れてしまって、応急処置で住宅の壁を直して生活している人もいる。

扉が開かなくて扉削って切って何とか扉閉まるようにしたという方もいるし、また牛舎では、どこの家もそうでした。ボイラーが揺れて壁にぶつかって壁に穴が空いた。ボイラーの配管が壊れて半日お湯が使えなかった、水が出なかったという、みんな農家の人皆さん困ってます。

先ほど雪が解けてから調査、もう一度把握したいということなんですけど、今、もうそれぞれ自分の住んでいる住宅が大変なことになっているから、早急にみんな修理して、春になれば農作業で忙しくなるから、それまでに何とかしたいということで、もうみんな、業者さん、保険屋さん、まずは保険屋さんに見積りを出してもらってる段階なんですよ。

例えば、せっかく地元に帰ってきて農家を始めてる若い夫婦世代は、新しい家を建てたばかりだったのに、その家が地震の被害に遭ってしまって、出た見積りが650万だそうです。それに保険でも200万ちょっとしか出なくて、後どうしたらいいんだと。または、もう住宅はいいと。今度壊れたらもうやめるとか、そういうことを言っていました。

なぜ自分たちは被災地なのに町は来てくれないのか。なぜ、もっと早く調査してくれないのか、見に来てくれないのかという状況であります、これについてどう思われますか。

町 長 野々村 仁 君

その点については本当に大変申し訳ないなと思ってます。

ただ、本当にこの地震の起きた時点で、後日分かった時点と、それから、ごく一部でそういう話だということで調べてもらった。まあ、行かなかったところもあったのかもしれない。

役場職員ですから改善センターも見てまいりましたし、ここにも被害状況が書かれてますけども、それでも抜いたところがあったということ自体は大変申し訳なかったなと思ってます。

今後そのようなことのないように、全戸全てがやっぱり顔は出すべき、安心するためには出すべきことだと思ってございます。

それぞれ、先ほども申しましたとおり、そういう保険だったり改修だったりということ

で、もしかやることがあるんだったら、今あるうちの制度を使いながらでもお手伝いができるということで、今見積りを取っているという最中でありますれば、それぞれ、どういう状況でどういうふうにして使えるかということの説明はしなければならないということでございますので、雪が解けてからというのは、本当に多分地盤が相当動いたということもあって、構造物、浄化槽付近とか玄関先、軒先、そういう所が前回の震度4強のときもそういう状況があったんで、そういう状況を一度見てからにしましょうかということですので、住宅がそれぞれ、どういう形で高額な分があったのか、その震度がすごいひどい所だったのか分かりませんが、それぞれ、耐震強化をする補助金だったりリフォームの補助金だったりを有効に使っていただきながら、少しでも負担の軽減になるような形で調査ができればいいかなと思ってます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ということは、町長、幌延町移住定住促進持家住宅建設等奨励事業、これを使えということによろしいですか。

町 長 野々村 仁 君

そこは違うと思います。

移住でも何でもないですから。

ただ、リフォームをするときに、改築、改修、持家を改修するための事業であります。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町の方でまだ被害を、どのぐらいの、住宅ですよ。住宅だと掛かるか、今家の人たち、今、見積りを出してもらってる。また、業者にひび割れが入っちゃってる。今使ってますよ。使ってるけども、ひび割れが入ってるところもある。そういうところも使える。

先ほどのリフォームだと、やっぱり被害に遭った方は幾らかはもう自分で手出ししてやるしかない。

水害のときは、お見舞い出ましたよね。

これお見舞いも何もないですかね。

議 長 西 澤 裕 之 君

齋賀弘孝議員、10分切っておりますので、伝えておきます。

町長、野村弘君。

お見舞いとか、そういうこと自体、全般的にこういう状況の中で起きたというのを勘案して出してますけども、先ほども1回目の答弁で、それぞれ今までの地震で商店が全部物品が棚から落ちた、全てこうなったという話のときも損害賠償的に我々がお手伝いをしたこともなく、それぞれ地震の場合については、それぞれ自分たちでどうにかするということであろうかと思ってます。

ただ、そういうことで、今の状況の中ですから、使えるものは、そういう補助事業でも何でも使っていただいて、しっかりとまた直して進んでいただくということに少しでもお手伝いできれば再興にいいかなという気はしていますので、そこは早急にそういう調査をまた進めながら、保険の、今していただいている金額等も聞いて、保険を埋められるだけの補償はできるということは町としては考えてはいないです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほど答弁の中で、上問寒、私の言った防災科学研究所の震度計で6を指したと。

1月12日の9時50分に震度が5.6。これ、計測震度っていうんだそうです。

1月13日の午前1時58分には5.9。これも計測震度だということです。

震度観測点でないから計測震度という言葉を使うと、この研究所が言っています。

この上幌延の学校にある観測点は2000年より観測を行っている。

最後のメンテナンスしたのが、2023年度に現地にちゃんと作業員が入って、最新機器に更新しているというので、やはりこれ、そして、上問寒の観測点は、今回の地震のあった所と10キロぐらいしか離れていないんだそうです。

それで、これ気象庁のデータとこれが適合するように町の方でも声掛けをしてもらって、最新の情報を町民の皆さんにお知らせしてほしいなと思いますが、そういう手続等お願いできますか。

町 長 野々村 仁 君

上問寒の学校の横、昔の教員住宅の横の所に設置をしてあるということでもありますけども、本当にこれ自体が、今までもずっとそうだったのか分からないですけど、その後から調べてもその次のあるときには2日間後でないとなかなかネットで引き出せなかったということ。

やはり、ここはきちんとリンクがしていないということと我々は気象台から出たその警報だけで今までやってたけども、こんなに局地的に、中間寒地区はさほどでもない、やっぱり、上問寒と山一つ背中合わせの所でもsonだけ大きな違いがあったときにこういう事象が出たということです。今後についても、このデータが少しでも早く、やはり皆さんに知らせられることと、やっぱり、そこは一目散に（聴取不能）状況がそのぐらいの震度があったということで伺いができたということでもあったかなという気がしていますので、それぞれ、気象台にも、気象台も一生懸命後から調べたんだと思いますけども、そういうことをお願いして、どういう形で1番手早く入るのかは、ちょっとお聞きをして、何とか取得をしたいなと思っています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

とにかく特に被災地という言葉がいいかどうか分かりませんが、上問寒の方々を中心に今回は被害に遭われているので、先ほど町長はリフォームとか牛舎とか住宅、それに補助があるからそれを使ってみてはどうかということなので、まずはその上問寒地区の方々に早急にね、声をかけてあげてほしいなと思います。

どのぐらいの被害なんですか。こういう補助制度があるからこれで牛舎、住宅を、春、農作業が忙しくなる前に手にかけては、取り掛かってはどうかという、そういう気持ちを町民に伝えていただきたいと思います。

また、雪が解けたら今度畑の取付けでも、先ほど町長が言われてました、ある家では軒先の地割れがしているということなので、畑も地割れしてるかもしれません。

いろんな農作業の心配もあるかと思いますが、特に気を使っていただいて対処してほ

しい、このように思います。

それで、最後になるんですけど、今年度の新規事業についてお尋ねしました。

酪農、畜産業関連事業の推進についてお聞きしました。

新規事業はないんですけども、また関連機関との連携についてもお尋ねしたんですけど、併せて二つ今お話ししようと思ってるんですけども、令和5年の執行方針に、令和8年度の執行方針の中にあるこの農業法人の設立等について農協と情報共有の下、検討を進めます。この5行。令和5年度から令和8年まで同じこと書いてあるんですよ。そっくり。

町長、令和5年度から農業法人の設立について農協と情報共有の検討を進める、こうお話をしてくれたのに令和5年から全く進んでないんですか。それとも令和5年度から進んで、今年は最終年度にしてこういう形にしていきたいというお話なのかお伺いしたいと思います。

それと関係機関との協議。

関係機関との協議は前のバイオガスプラントのときに町が中心となって稚内信用金庫、農業協同組合、酪農家、土木建設事業者、乳業者等でいろいろ検討協議会を設立したという話を聞いてます、平成30年度。

そのときに設立していろんな関係団体とお話ししたことが今日に生かされていないのか、あのときとは今違うから、また新しく関係団体と幌延町の酪農をこうしましょう、ああしましょうということを今後話しされていくのかお伺いして、最後の質問にします。

町 長 野々村 仁 君

法人に関しては本当にこれまでも、先ほどの多世代交流センターも含めてですけども、年数をかけ過ぎて時間がかかっているということにも一言にしか言いようのない話だと私も思ってます。

ただ、いっぱいいろんな形で農協のトップとお話をするときには、そういう話があって、当初は育成舎、そこは何とか進むのかなと思ったら、そこもうまく進んでいけなかった。

それぞれ、搾乳も何とか公社ででもやれないかみたいな話もあったんだけど、そこもうまく前へ進まないで終わってるというところがあって、ちょっと顔出しては行ったり来たりとして、やっぱり経済ですから、やっぱりそのタイミングだったり、債務をしょってどこまでやるということになると、なかなかそこっていうのは難しい話があるんだと私も思ってます。

私どもが100%出して、さあ作って入るという形なら、まだもう少しあるんでしょうけど、そこに入ってくれる人すらが、そうまとまらないんじゃないかなという気がしておりました。

それで、法人のところは2回ほどいろんな項目は出たんですけども、頓挫をしたということでもあります。

大変申し訳ないです。

ずっと同じことを書いてきて実行できなかったこと自体はもう本当に申し訳ないの一言にすぎないと思ってます。

それから、最後の、それぞれバイオマスのときにやった協議会、関係機関というのは、

当初、そういう債務を負って融資をしていただけたところも含めてそういう協議を1年でやりましょうって言うところであったんですけども、結局、その引受けてやるという意思決定を出せないまま終わってしまったんで、その協議会はもう自然消滅的にないです。今は話をしてません。

残ってるのはいつも、齋賀さん自体も委員になっておられる委員会を含めて四つですか、その関係機関であります。

そこと、担い手育成センター中心で、今は就農の部分をやうやうと一つまとめ上げたところの一つの明かりがともったというところになるかと思ってます。

議長 西澤裕之君

これにて、7番、齋賀弘孝君の質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は全て終了しました。

ここで休憩します。

休憩中に、令和8年度幌延町各会計予算審査特別委員会を開会します。

なお、特別委員会は13時5分から開会しますので、時間までに御参集願います。

(11時56分 休憩)

(15時55分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第3 発議第1号「幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題とします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

6番 無量谷 隆君

発議第1号「幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由を申し上げます。

本改正は、デジタル化への対応、災害時の機動的な議会運営、そしてバリアフリーの推進を目的としています。

改正の主な内容は、資料の電子化による情報伝達の迅速化と緊急時に議長判断で会議時間を変更できる危機管理体制の強化です。

また、社会情勢の変化に合わせ、議場への持ち込み品規定については外とうをコートと改めるなどの現代的な呼称整理に加え、スマートフォンの普及を踏まえ、写真機や録音機の一律の制限を廃止します。

併せて、つえ、車椅子、補聴器、歩行補助具等の持ち込み手続きを簡素化することで、身体的状況にかかわらず誰もが参画しやすい議会環境を整えます。

なお、附則であります、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、発議第1号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号「幌延町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

発議第2号について提案理由の説明を求めます。

4 番 高 橋 秀 之 君

発議第2号「幌延町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

本改正案は、時代の変化に即した議会運営の近代化を図るものです。

改正の主な内容は、災害や育児・介護時におけるオン LINE 出席の特例創設、文書提出や会議録のデジタル化による事務効率化、そして常任委員の任期4年の明文化を含む身分運用の適正化です。

併せて、標準委員会条例に準じた条文構成の整理を行い、より明確で実効性の高い規定へと改正いたします。

なお、附則であります、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、発議第2号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より、次期定例会までの間、本議会は、必要と認められる事項、事案について、道内外の

関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員は議長において指名することに決定しました。

日程第6 発議第4号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和8年3月2日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(16時02分 休 憩)

(16時03分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

追加日程第7 報告第1号「令和8年度幌延町各会計予算審査結果報告について」並びに議案第22号「令和8年度幌延町一般会計予算」から議案第28号「令和8年度幌延町下水道事業会計予算」までの7件を議題とします。

本件は、本定例会初日において、令和8年度幌延町各会計予算審査特別委員会に付託した案件であります。

報告第1号について、委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 植 村 敦 君。

令和8年度幌延町各会計予算審査特別委員会における審査経過と結果について、御報告申し上げます。

令和8年度幌延町各会計予算審査につきましては、3月11日に特別委員会が設置されるとともに付託されました。

当日、委員長及び副委員長が互選され、その後、各会計の審査を行いました。

各会計の審査につきましては、議案第２２号幌延町一般会計予算、歳出第２款までを行い延会としたところであります。

翌３月１０日に会議を再開し、議案第２２号幌延町一般会計予算歳出の第３款から議案第２８号幌延町下水道事業会計予算までを審査して終了し、特別委員会を閉会しております。

審査は各会計の詳細な質疑により施策、方針の確認等を行うなど、慎重審議が尽くされたものと考えております。

審査の結果につきましては、お手元に配付した審査結果報告書のとおりであり、議案第２２号から議案第２８号までの７件は、いずれも全会一致で原案のとおり可決されております。

以上、予算審査特別委員会の審査結果報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり可決とするものであります。

お諮りします。

令和８年度幌延町各会計予算については、議員全員で構成する特別委員会において慎重審議しておりますので、質疑及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２２号から議案第２８号までの７件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２２号「令和８年度幌延町一般会計予算」、議案第２３号「令和８年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、議案第２４号「令和８年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、議案第２５号「令和８年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第２６号「令和８年度幌延町介護保険特別会計予算」、議案第２７号「令和８年度幌延町簡易水道事業会計予算」、議案第２８号「令和８年度幌延町下水道事業会計予算」の７件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議規則第７条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これにて令和８年第２回幌延町議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

(1 6 時 0 8 分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 7番 齋賀弘孝

署名議員 1番 高橋秀明

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹